

公文類聚第六十七編

昭和十八年

卷六十

官職門 五
雜載

国立公文書館

分類

配架番号

2 A

1 2

2728

閣中第四八二號
 起案
 昭和十八年二月
 日
 閣議
 昭和十八年三月十四日
 決定
 昭和
 年
 月
 日
 施行
 昭和
 年
 月
 日

內閣總理大臣



內閣書記官長
 法制局長官

內閣書記官

外務大臣

海軍大臣

陸軍大臣

文部大臣

司法大臣

農林大臣

鐵道大臣

內務大臣

陸軍大臣

文部大臣

司法大臣

農林大臣

鐵道大臣

後藤國務大臣

藤原國務大臣

大藏大臣

文部大臣

司法大臣

農林大臣

鐵道大臣

後藤國務大臣

藤原國務大臣

陸軍大臣

文部大臣

司法大臣

農林大臣

鐵道大臣

後藤國務大臣

藤原國務大臣

別紙
 行政事務ノ整理簡捷化及中央官

廳ノ權限ノ地方委讓等ニ關ス
ル件

右閣議ニ供ス

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

昭和十二年三月十日
同議以て決す

行政事務ノ整理簡捷化及中央官廳ノ權限ノ
地方委讓等ニ關スル件

首題ノ件ニ關シテハ關係各廳及地方行政協議會長ヨリ夫々別冊ノ通
意見ノ提出アリタル處右ノ内◎印ノモノハ至急實施スルヲ適當ト認
メラルルヲ以テ各廳ハ速ニ實施ノ措置ヲトルコト
追テ右實施ヲ爲スベキモノノ種類別件數ハ別表ノ通

内閣

計	3	2						1				
		計	ハ	ホ	=	ハ	口	イ	計	口		
29	6	6		1				5	12	7	10	内閣
3								3	2	1		外務
219	24	193	7	26	65		8	87	2		2	内務
132	97	310		5	257		8	40	125	40	85	大蔵
8	6	2						2				陸軍
6	3	2						2	1	1		海軍
8	1	2	1		1			5	5			司法
73	31	40		2	4		18	16	2		2	文部
155	56	81	2	6	21		13	39	18	9	9	厚生
												大東亜
491	115	340		29	120	1	77	113	36		36	農商
243	33	199	34	1	122		3	39	11	1	10	軍需
167	80	62	2	1	26	3	27	3	25	12	13	運輸通信
2								2	2			會計検査院
1								1		1		貴族院
1								1		1		衆議院
1738	452	1237	46	71	616	4	154	346	249	79	190	計

官廳事務ノ簡素化等調

記載例

1 行政事務の廢止、停止又ハ簡易化

イ 廢止又ハ停止スルモノ

ロ 簡易化スルモノ

2 許可認可事項等ノ整理

イ 許可認可制度ヲ廢止スルモノ

ロ 許可認可制度ヲ廢止スルト共ニ之ニ代ルヘキ措置（届出書等）ヲ講ズルモノ

ハ 許可認可事務處理ニ一定ノ期限ヲ設定スルモノ

ニ 報告届出事項ヲ整理スルモノ

ホ 手續ヲ簡易化（様式ノ簡易化、經由廳ノ省略、上級廳ヘノ京謝

ノ省略等）スルモノ

ヘ 其ノ他

3 中央官廳ノ權限ノ地方官廳ヘノ委譲

イ 地方官廳ニ屬スル事項ノ取扱ヒ

ロ 他官廳トシテ其管ニ屬スル事項ノ取扱ヒ

二 本表ノ件數ニハ既ニ實施濟ノモノ若干ヲ包含セリ
三 エノイニ計上シタル件數中ニハ官廳ノ權限ヲ統制會
統制機關等ニ委讓スルモノ若干ヲ包含セリ

各廳業務ノ地方總委讓及
官廳事務ノ徹底的簡素化

行政事務ノ簡素化

(1) 許可認可事務ノ整理

二廳以上ノ共管ニ係リ、其ノ實施ニ付テハ、
引續キ考慮スルコトトスルモノ
實施ヲ適當トセザルモノ

(忠) △ 都市計畫ニ關スル認可ヲ内務大臣ニ委讓

(忠) ◎ 恩給金庫ニ對スル許可認可事項ノ整理

(忠) ◎ (2) 現行法令轉覽ノ追録發行ノ毎月一回ヲ年四回ニ改ム

(忠) ◎ (3) 内閣文庫圖書ノ借覽手續ノ簡易化

(忠) ◎ (4) 廳舎ノ離隔セル部局ノ支出官ノ分離

(忠) ◎ (5) 官廳施行圖書月報、法令全書、職員録ノ發行停止

(忠) ◎ (6) 昭和十九年ニ於テ行ノベキ高等試験ノ不施行

(忠) ◎ (7) 統計局業務中人口ニ關スル統計以外ノ諸統計調査事務停止

(忠) ◎ (8) 特許局關係事務ノ簡素化

(忠) ◎ (9) 意匠出願ノ受付及審査ノ停止

各廳
官廳

(内閣)

- (18) △ 都市計畫ニ關スル認可ヲ内務大臣ニ委譲
- (19) ◎ 恩給金庫ニ對スル許可認可事項ノ整理
- (20) ◎ 現行法令輯覽ノ追録發行ノ毎月一回ヲ年四回ニ改ム
- (21) ◎ 内閣文庫圖書ノ借覽手續ノ簡易化
- (22) ◎ 廳舎ノ離隔セル部局ノ支出官ノ分離
- (23) ◎ 官廳施行關涉月報、法令全書、職員録ノ發行停止
- (24) ◎ 昭和十九年ニ於テ行ノベキ高等試験ノ不施行
- (25) ◎ 統計局業務中人口ニ關スル統計以外ノ諸統計調査業務停止
- (26) ◎ 特許局關係事務ノ簡素化
- (27) 意匠出願ノ受付及審査ノ停止

(ロ) 特許、實用新案及商標ノ審査ニ當リ出願公告及意見書徴收制度ノ停止

(ハ) 査定不服ノ抗告審判ニ對スル大審院出訴停止

(ニ) 其ノ他ノ審判事件ニ在リテハ抗告審判ヲ停止

(中) 特許權存續期間延長制度ノ停止

(イ) 辨理士試験ノ停止

(ト) 特許局發明展覽會ヲ帝國發明協會へ移管

(ク) 營業廢止ニ依ル消滅商標整理形務ノ廢止

(コ) 意匠ノ審査ノ事實上ノ停止

人

内閣官房 人事課

官廳事務ノ簡素化ニ關スル措置要綱

一、許可、認可事項ノ整理

(一) 給與及賞與ニ關スル認可

実行あり

(1) 退職賞與ノ認可 (大正七年十一月二十日閣議決定)

年俸月割額六ヶ月分ヲ超ユル賞與ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ要シタル際、之ヲ改メ、退職當時ノ俸給月額ノ二分ノ一ニ勤務年數ヲ乗ジタル額以内ノ金額ニ付テハ認可ヲ要セザルコトトスルコト

実行あり

(2) 同年末賞與ノ認可 (同)

右)

年俸自割制三ヶ月分ヲ超ユル賞與ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ要シタル處、之ヲ改メ、俸給月額ノ五ヶ月分ヲ超エザル範圍ニ於ケル金額ニ付テハ認可ヲ要セザルコトトスルコト、且、認可申請ノ場合ニ於テモ、個人別認可ハ之ヲ省略シ、賞與支給契機ニ付包持的ニ認可ヲ受ケ得ルコトトスルコト

①

(ハ) 奏任文官又ハ判任文官ノ俸給支給ニ關スル認可
(大正九年八月十七日閣議決定)

各廳職員タル者ヲ奏任文官又ハ判任文官ニ任用スル場合ノ俸給ガ現收入額以下ナルトキハ例ヘ初任又ハ再任ノ場合ノ給額ノ制限ヲ超ユル場合ト雖モ認可ヲ要セザルコトニ改ムルコト。

②

(イ) 官吏ノ海外出張ニ關スル認可 (大正八年六月十六日閣議決定)

各省勅任官ノ海外出張ニ付テハ内閣總理大臣ノ認可ヲ要セザルコトニ改ムルコト。

① 内閣部内高等官國內出張ノ認可

各部局高等官ノ國內出張ハ部局長ノ専決事項ニ改ムルコト。

② 官報登載事項ノ整理

内閣部内高等官ノ俸給ニ關スル登載方法及各廳高等官ノ任免其
ノ他勤務ニ關スル登載方法ノ改善策ニ付テ別途考究スルコト。

③ 任免陞等發令手續ノ簡素化

各廳奏任官以下任免陞等ノ發令ニ付テハ其ノ都度各省ニ打合セ
ツツアル處、爾今之ヲ省略シ、御裁可手續ヲ經タルトキハ、速
ニ發令スルコト。

④ 履歷記入事項ノ整備

武官（但佐官以下）及公立學校職員ノ履歷記載事項ハ左記ニ限
定スルコト。

(イ) 任官、任命

(ロ) 進級、官等陞敘

○ 各省ノ上奏用紙、區々ニシテ用紙頗ル上質ノモノ又ハ規格外ノモノ少ナカラザルニ依リ之等ヲ一定ノ適當ナル紙質竝規格ハ日本標準規格(5)ノモノニ統一スル様措置スルコト。(尙本件ニ付テハ目下具体化スベク準備中ニシテ近ク實施ノ見込)

○ 各種辭令用紙ノ使用ニ關スル改善

○ 内閣部内ノ囑託ノ任命辭令及高等官以下ノ勤務辭令用紙ハ其ノ紙質ヲ下ゲテ他ノ通常ノ用紙ヲ用フル様措置スルコト。

○ 尙其ノ他ノ辭令用紙ニ付テモ其ノ改善策ヲ考究スルコト。

(一) 休職、退職、休職満期、復職、失官、免官

(二) 懲戒

(三) 官制改正

(四) 豫備役、補充役、退役(武官ニ付テ)

其ノ他

○ 上奏用紙竝其ノ規格ノ統一

各省ノ上奏用紙ハ區々ニシテ用紙頗ル上質ノモノ又ハ規格外ノモノ少ナカラザルニ依リ之等ヲ一定ノ適當ナル紙質竝規格ハ日本標準規格(5)ノモノニ統一スル様措置スルコト。(尙本件ニ付テハ目下具体化スベク準備中ニシテ近ク實施ノ見込)

○ 各種辭令用紙ノ使用ニ關スル改善

内閣部内ノ囑託ノ任命辭令及高等官以下ノ勤務辭令用紙ハ其ノ紙質ヲ下ゲテ他ノ通常ノ用紙ヲ用フル様措置スルコト。

○ 尙其ノ他ノ辭令用紙ニ付テモ其ノ改善策ヲ考究スルコト。

△ 自勤誘演習召集免除ノ認可等勅令ノ改正ヲ要スル事項ニ關スル事
務ノ簡素化ニ付テハ關係方面ト連絡ノ上篤ト考究スルコト。

◎ 國政運営要綱ニ基ク會計検査院措置案
◎ 検査事務ノ簡素化

本院検査事務ノ簡素化ニ付テハ屢次ニ亙リ時局ノ要論ニ應スル如ク計算證明規程ヲ改正シ計算證明規程戰時特例ヲ設クル等既ニ相當之ヲ實行シ來リタル處ニシテ決算検査確定ノ責務ニ鑑ミ之ヲ簡素化スルニ限度アルモ此ノ際更ニ之ニ檢討ヲ加ヘ證明回数ノ減少、記載内容ノ簡素化、添附書類ノ省略ヲ圖リ又委託検査ハ從來大體普通物品ノ範圍ニ止メテ、^①ルモノ之ヲ擴張シ進シテ金銭出納ニ關シテモ相當程度其ノ検査ヲ各縣ニ委託スル等出來得ル限リ政府今次ノ方針ニ即應セントス

①

貴族院五十年史編纂事業ハ一時之中止其ノ事業ノ整理ヲ行フモノト
ス

(貴族院事務局)

下ニテ和尙ノ抄出ス

①

本院憲政史編纂會ノ行フ憲政五十年史編纂事業ヲ一時中止シ整理ヲ行フ
モノトス

(衆議院事務局)

大日本帝國政府

東北興業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル件

昭和十八年十一月十九日官報

18/12/11

6件

6件

◎内閣告示第二十六號
戰時行政機構特例第七條ノ規定ニ依リ左ノ
通定ス
昭和十八年十一月十九日
内閣總理大臣 東條 英機
東北興業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル左
ノ職權ハ戰時行政機構特例第六條ノ長官タ
ル宮城縣知事ニ之ヲ委任ス
東北興業株式會社法第九條、第十二條、第
十八條、第二十條及第二十一條ノ認可並
ニ第二十二條ノ命令
前項ニ基キ戰時行政機構特例第六條ノ長官
タル宮城縣知事ノ行フ職權ニ付テハ同縣知
事ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承クルモノ
トス

第九條ハ 總裁等ノ他ノ職務從事
第十條ハ 債券發行ノ認可
第十八條ハ 借入金ノ認可
第二十條ハ 利益金処分認可
第二十一條ハ 事業計畫ノ認可
第二十二條ハ 監督上其他ノ命令

(外務省)

◎外務省專務中許可事項ハ現在ノ處旅券ニ關スルモノナルガ右事務ノ間
捷化ニ付テハ關係官廳ト協議ノ上別紙甲號ノ運實施シ度意見ナリ

別紙甲號

海外渡航手續簡捷化案

第一普通旅券

(一)普通旅券下附手續ノ現狀

現在普通人ニ對スル旅券下附ハ楯ネ佛印、「タイ」國及同地方經由南方占領地旅行者ニ限ラレ現在一ヶ月ノ願書取扱件數ハ約二百五十通ニ達シ尙漸増ノ傾向ニアル處現行旅券規則(昭和十年七月二二)ニ日外務省令第八號ニ依リ旅券下附出願者ハ左記書類ヲ地方長官ニ提出スルヲ要ス

一、旅券下附願書

ニ、身元申告書

三、戶籍謄本又ハ抄本

四、寫眞三葉

五、派遣セラルルモノハ派遣責任者ノ保證書

六在外公館長發給ノ呼寄、再渡航等ニ關スル證明書、軍發給ノ證明書

(二) 添議手續ノ現狀

イ、地方廳ハ旅券下附願書ヲ審査ス右審査ニ要スル時日ハ地方ニヨリ又願書ノ内容ニヨリ一定セズ

右ヲ受理シタル地方廳ハ意見ヲ付シ一件書類ヲ外務省ニ送付ス其間ニ要スル日時ハ通常三日乃至一週間程度ナリ

ロ、外務省ニ於テハ地方廳ヨリ送付ノ書類ハ直チニ之ヲ審査シ必要ナル際ハ關係廳ト協議シ渡航許可差支ナシト認メタルモノニハ旅券ヲ作成シ一件書類ト共ニ當該地方廳ニ送付ス之ニ要スル日數ハ一日乃至二日ナク旅券下附申請者中大部分ハ軍ノ證明アルモノ及呼寄竝ニ再渡航者多ク申請件數ノ約八割ハ外務省限リニテ處理セラレツツアリ

渡航目的其他ニ限シ大東亞省等關係官廳ニ協議スル場合ニハ之ニ

ハ、至急出發ヲ要スルモノニ對シテハ外務省ニ於テ便宜願書ヲ受理シ直チニ旅券ヲ作成シ本人ニ直接交付シ一件書類ハ後日當該地方廳ニ送付ス

右簡易旅券下附取扱ハ身元判明セル者ニ限ルモノナリ

② 旅券下附手續簡易化案

- 一、軍ノ指示ニヨリ南方占領地ニ渡航スル者便船ノ都合上佛印、イタ
- 二、依リ身元申告書、戶籍抄本及保證書ノ添付ヲ省略セシムルコト
- 三、身許判明セル再渡航者ニ對シテハ戶籍抄本及保證書ノ添付ヲ省略セシムルコト

三、右ノ場合至急出發ヲ要スル向ニ付テハ旅券簡易下附取扱ニヨリ外務省ニ於テ便宜願書ヲ受理スルコト

四、添付書類三枚中外務省控ハ省略シ右ニ枚トスルコト

本地方廳ニ於テ、旅券事務ヲ敏活ニ處理シ願書ノ審査及送付ヲ遲滯
 ナク行フコト
 六外務省ニ於テモ調書作成、審査及旅券作成ヲ一段ト敏速化スルコ
 ト
 右地方廳ニ於テ、旅券事務ヲ敏活ニ處理シ願書ノ審査及送付ヲ遲滯
 ナク行フコト
 六外務省ニ於テモ調書作成、審査及旅券作成ヲ一段ト敏速化スルコ
 ト

第二 露領行漁業労働者渡航手續

(一) 渡航手續現狀

イ、露領行漁業労働者ハ雇主ヨリ渡航ノ都度渡航者ノ本籍又ハ寄留
 地、姓名、出生年月日ヲ記載シタル漁業労働者名簿三通ヲ各渡航
 者ノ本籍地又ハ寄留地タル地方廳別且出發港別ニ調成シ之ニ渡航
 者ノ本籍地又ハ寄留地ニハ寄留地ヲ管轄スル地方長官宛ノ渡航許可願書三通
 添付ノ上所轄警察署ヲ經由シ當該地方廳ニ渡航出發ノ旨ヲ申
 ケ月別ニ提出スヲ要ス

右願書ニ、雇主ノ保證書、戸籍抄本及寫眞ヲ添付スルモノトス
 ロ、地方長官ハ身元調査ヲナシ、出漁差支ノシト認メタルモノニ對

シテノミ渡航許可ヲ與ヘ、労働者ノ出發港警察署長ハ右ニ基キ雇
主ヨリ提出スル渡航者名簿ニ渡航證明ヲナス

(二) 現行法改正経緯

露領行漁業労働者ハ移民保護法施行細則第一條ニ例外規定ヲ設ケテ
移民階級ヨリ除外シ極メテ簡易ナル方法ヲ以テ渡航ヲ認メ來リタル
處其後「ソ」聯ノ赤化宣傳竝ニ本邦ニ於ケル共產黨運動ニ鑑ミ取締
上再ヒ之ヲ移民トシテ取扱ヒ地方長官ノ渡航許可ヲ受ケシムルコト
トナリ昭和三年十二月十五日外務省令第一二號ヲ以テ前記例外規定
ヲ削除シ漁業労働者ノ特殊ノ性質ニ基キ新ニ移民保護法施行細則取
扱手續ヲ追加セリ

右改正ハ取締官廳ノ希望ニ基クモノナルガ最近労働者不足ノ折柄右
手續ハ労働者ノ募集ヲ一段ト困難ナラシメ出漁ニ少カラサル支障ヲ
生ジツツアリ

(三) 簡易化案

○ 一、現行渡航許可制度ヲ廢止シ出發港警察署長限リ渡航證明ヲナシ
ムルコト

○ 二、移民保護法施行細則ヲ改正シ露領行漁業勞働者ヲ移民階級ヨリ
外スルコト

融錄委員及許可認可等ノ整理發止中重要ナルモノ 内務省

第一 地方局關係

一、地方債ノ起債ニ關スルモノ

(1) 都及府縣債ヲ起シ又ハ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ若ハ變更スルコトノ許可

(2) 市町村債ヲ起シ又ハ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ若ハ之ヲ變更スルコトノ許可

惠京都制三六條
全施行令三六條
府縣制一四條
全施行令二八條

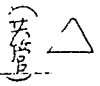
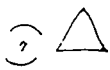
市制 一六七條
町村制 一四七條
市制町村制施行令
五九條ノ二
六〇條

内務大臣及大藏大臣ノ許可

内務大臣及大藏大臣ノ許可

内務大臣ノ專管(資金綜
合計費ニ付テハ内務大臣
大藏大臣協議之ヲスルト
共ニナルベク包括的ニ許
可スル取扱トシ且添附書
類ヲ簡易ニス

八大都市ハ内務大臣ノ專
管(資金綜合計費ニ付テ
ハ内務大臣大藏大臣協議
ス)トスルト共ニナルベ



昭和十八年十月八日

△印多除ノ外金部①ニ貸入

國內態勢強化ニ關スル措置具體案

- (行政事務ノ簡素化、許認可事項等ノ整理及地方官廳へノ權限委讓)

大藏省

1、行政事務ノ廢止、停止、停止又ハ簡易化
イ、廢止又ハ停止スルモノ

左記事項ノ官報登載ヲ廢止スルモノトス（本件ハ各省同時ニ
實行ヲ可トス）

△
（一）辭令稱登載事項
俸給

各種委員ノ任免
外國出張ノ命令

△
（二）官廳事項稱登載事項
本籍地變更
族稱變更

2、許認可事項等ノ整理
閣議決定ニ依ル委員會等ノ規程及委員ノ任免

該管に取ナシ

（備考）内閣ニ於テ實ニ於セラレ度キモノ

左記事項ニ對スル内閣ノ認可又ハ承認ノ制度ヲ廢止スルカ及
ハ括弧内ノ如ク黨派化スルコト

（一）勅任官ノ外國出張（大東亞共榮圈内ハ内閣ノ認可不要トスル
コト）

（二）奏任官ノ初任級（現行各號表ヲ通ジ七級以上ヲ一號表二號表
ニ付テハ六級以上、三號表ニ付テハ四級以上トスルコト、現
行規定ニ依ルトキハ優遇奏任官ノ如キハ總テ認可ヲ必要トス
ル實情ナリ）

（三）判任官ノ初任級（現行四級俸以上ヲ二級俸以上トスルコト）

（四）退官休職死亡者賞與（現行六ヶ月ノ限度ヲ十ヶ月トスルコト）

（五）高等官年度末賞與（現行三ヶ月ノ限度ヲ八分月トスルコト）

（六）奏任官ノ休職復職（報告ニ止ムルコト）

コト、少ゲトモ任期満了再任ノ場合、或ハ監理、評議員、参
與理事ノ選任ノ如キモノハ、協議不要トスルコト一
3、中央官廳ノ権限ノ地方官廳等へノ委譲
地方部局判任官以下ノ任免、昇級、資格銓衡等ノ事務ヲ地方官
局長ニ委任スルモノトス

(主税局)

1. 行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化

イ、廢止又ハ停止スルモノ

各種統計ニ關シ再檢討ヲ加ヘ之ヲ簡素化シ又ハ停止ス

(一) 主税局統計年報ニノ刊行ハ之ヲ停止ス

(二) 各財務局ニ於ケル稅務統計書ノ刊行ハ之ヲ停止ス

(三) 本邦對外貿易概況(旬報)作成ハ之ヲ停止ス

ロ、簡易化スルモノ

一、各種租稅ニ付稅額ノ計算ヲ單純化ス(例、十錢未滿端數ノ整理)

二、租稅ノ過誤納金ノ還付手續ヲ迅速簡易化スルモノトス

(一) 過誤納金還付ヲ爲シ支拂フ稅務署長ヨリ財務局長ヘ請求シ
財務局長ヨリ納稅者ヘ支拂ヒ居ル現行制度ヲ改メ原則トシ
テ稅務署長が過誤納決定ト同時ニ直ニ納稅者ヘ支拂ヒ得ル
モノトス(會計規則ノ改正ヲ要ス)

手続等モ差支ナキ限り簡略化シ納税者ノ利便ト事務ノ迅速
化ヲ圖ルモノトス

三、各種簡接税ノ課税方法ノ簡素化ヲ圖ルモノトス

(一) 砂糖消費税擔保制度ヲ簡易化スルモノトス（砂糖消費税法
施行規則ノ改正ヲ要ス）

(二) 織物消費税ノ課税方法ヲ簡素化スルモノトス（課税標準價
格ノ設定方法ヲ簡略化スルト共ニ申告課税制度ヲ考慮ス）

(三) 織物消費税法及同法施行規則ノ改正ヲ要ス）

四、各種租税（地租、所得税等）ニ付一定金額以下ノモノノ納期
ノ回数ヲ整理スルモノトス

五日満間ノ關稅制度及通關手續ノ徹底的簡素化ヲ圖ルモノトス
六、輸出スル物品ニ使用スル輸入原料品ノ輸入税ノ戻免稅制度ノ
整理ヲ行フモノトス

原料品ノ戻免稅ノ整理ヲ行フモノトス
 輸入原料品ノ加工製造輸出ヲ目的トスル保稅工場ハ大半其
 ノ機能ヲ喪失セルト共ニ其ノ保有外貨原料品ノ處理モ概ネ
 完了セルヲ以テ之等保稅工場ハ逐次之ガ特許ヲ廢止スルモ
 ノトス
 (備考) 以上ノ外稅制一般ノ簡素化ニ行テハ増稅案ト關聯シ目
 下研究中

2、許可認可事項等ノ整理

イ、許可認可制度ヲ廢止スルモノ

各種間接税ニ關スル許可、認可、承認等ノ事項ヲ整理ス

内地移入糖ノ移入地變更承認、積換承認、積卸承認ヲ廢止ス

ルト共ニ移入、積換、積卸、庫入、藏置、引取ニ關スル諸手

續ヲ簡素化ス（砂糖消費税法施行規則ノ改正ヲ要ス）

ニ、報告届出事項ヲ整理スルモノ

一、通牒又ハ依頼等ニ基ク報告届出ヲ大中ニ整理スルモノトス

例、

(一) 主要織物取引價格調ハ之ヲ廢止スルモノトス

(二) 物品税、遊興飲食税及特別行爲税ノ大納税者調ハ之ヲ廢止
スルモノトス

(三) 遊興飲食宿泊料金未收額表、遊興飲食税場所別料金別課税

高表、入場税場所別料金別課税高表ハ年四回ニ改ムルモノ
トス（現在毎月）

各種間接税ニ關スル許可、認可、承認等ニ關スル事項ヲ可及
的ニ財務局又ハ稅務署ニ委譲スルモノトス
例、

(一) 印紙模造證紙ノ許可ノ權限ハ之ヲ財務局長ニ委任ス（印紙
模造取締規則ノ改正ヲ要ス）

(二) 非課稅骨牌ノ認可ノ權限ハ之ヲ財務局長ニ委任ス

(三) 砂糖内地移入場ノ指定ニ關スル權限ハ之ヲ稅務署長ニ委任
ス（砂糖消費稅法施行規則ノ改正ヲ要ス）

(四) 酒類ノ生産及配給ニ關スル事務ヲ可及的ニ財務局長又ハ稅務
署長ニ委譲スルト共ニ之ガ實際事務ハ極力之ヲ各種統制機關
ヲシテ擔當セシム

例、
(一) 酒類ノ製造免許及増石是認ノ稟議事項ヲ極力整理ス

類ス

(自酒類ノ價格ニ關スル專行ヲ可及的ニ財務局長ニ委任ス(酒類價格規則ノ改正ヲ要ス))

三、特別行爲稅犯則處分ノ稟證ハ之ヲ廢止スルモノトス

（管轄管財局）

1、行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化

イ、廢止又ハ停止スルモノ

一、國有財産増減報告書及國有財産現在額報告書ヲ議會ニ報告スルコトヲ停止スルモノトス（國有財産法第三十六條第二項ノ適用停止ノ特例法ヲ制定スルノ要アリ）

二、寺院境内地處分ニ關スル事務ヲ停止スルモノトス

2、許可認可事項等ノ整理

該當事項ナシ

3、中央官廳ノ權限ノ地方官廳ヘノ委讓

一、國有財産法施行令第二條第一項ニ依ル引繼竝ニ第三條及第四條ニ依ル管理換、公用財産ノ用途變更、財産價格十萬圓未満ノ官民有地ノ交換、寄附受納、雜種財産ノ種別換及營林財産ノ目的廢止ニ關スル協議竝ニ同施行令第五條ニ依ル土地ノ買入等ニ關

（一）所有財産法施行令二條一項、三條、四條、五條ニ對スル（例）
ヲ制定スルノ要アリ）

二 雜種財産ノ管理換ノ場合ニ於テハ價格千圓未滿（現在ハ内務省所管公共用財産ト爲ス場合ニ於テ臺帳價格百圓未滿ノトキニ限ル）財務局長限リ處理シ得ルモノトス

三 雜種財産ノ賣拂ニ付稟議セシムベキモノノ範圍ヲ縮少スルモノトス（會計規則一一〇條一項六號、一一四條一項七號ノ改正ヲ要ス）

四 雜種財産ノ讓與ニ付稟議セシムベキモノノ範圍ヲ縮少スルモノトス

五 雜種財産ノ交換ニ付稟議セシムベキモノノ範圍ヲ財産價格十萬圓以上（現在ハ全部）ノモノトス但シ交換差金ノ支拂ヲ要スルモノニ付テハ全部稟議セシムルモノトス

六 雜種財産トナルベキ財産ノ寄附受入ニ付テハ財務局長限リ處理
シ得ルモノノ現在ハ全部稟議トス

七 雜種財産ノ貸付ニ付稟議セシムベキモノノ範圍ヲ變更スルモノ
ハ該會計規則一一〇條一項四號、一一三條一項六號ノ改正ヲ
要ス

八 雜種財産ノ貸付契約ノ更新、貸付料其ノ他契約ノ條項ノ變更等
ニ付稟議セシムベキモノノ範圍ヲ縮少スルモノトス

九 國有財産法第二十一條第一項ノ規定ニ依リ賣拂、讓與又ハ貸付
ノ豫約等爲サントスル場合稟議セシムベキモノノ範圍ヲ縮少ス
ルモノトス

十 國有財産法第二十三條ノ規定ニ依リ賣拂又ハ貸付ヲ爲サント
スル場合稟議セシムベキモノノ範圍ヲ縮少スルモノトス
一一 其ノ他雜種財産ノ管理處分ニ關スル事務ニ付稟議又ハ報告セ
ルモノトス

以上ノ五ノ各款ニ於テハ、國有財産法ノ條目ノ範圍ノ外ニ、
國有財産ノ管理處分ニ關スル事務ニ付稟議又ハ報告セ
ルモノトス

一、行政事務ノ廢止又ハ簡易化
 該當事項ナシ
 二、許可認可事項等ノ整理
 報告届出事項ヲ整理スルモノ
 國民貯蓄組合法施行規則第二十八條ノ三ニ基ク組合貯蓄取扱機
 關ヨリノ組合現勢報告書ハ勤務先預ケ金受入主體ヨリノモノ
 ヲ除キ之ヲ廢止ス（同施行規則ノ改正ヲ要ス）
 ホ、手續ヲ簡易化スルモノ
 一、國民貯蓄組合取扱規程第四條ニ依ル代表者名義ノ組合貯蓄ノ
 認可ニ關スル地方長官ノ報告ヲ廢止ス
 二、國民貯蓄組合取扱規程第六條ニ依ル國民貯蓄組合現勢報告書
 ノ附表ヲ簡略化ス
 三、中央官廳ノ他限メ地方官廳ヘノ委讓
 該當事項ナシ

(合 査 局)

1、行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化

イ、廢止又ハ停止スルモノ

各種統訂ニ關シ再檢訂ヲ加ヘ之ヲ簡素化シ又ハ廢止スルモノ

トス

例

(一) 大藏省預金部統訂書

刊行停止

(二) 大藏省預金部地方會金融通現況

刊行停止

(三) 大藏省預金部内地地方會金融通現況

刊行停止

(四) 預金部會金運用ノ口別明細書

刊行停止

此の通り、行政事務の整理は、まずその必要を認め、その次にその方法を考へ、その次にその責任を定め、その次にその進捗を監視する。この順序を守らなければ、整理は成功しない。また、整理の進捗は、定期的に報告を受けることが必要である。このように、整理は継続的な作業である。また、整理の進捗は、定期的に報告を受けることが必要である。このように、整理は継続的な作業である。

例 各親長乃一金延延次等ニ際シ各々ノ協議手續ヲ行ハスルコトヲ
廢止スルモノトス（昭和七年省令第三十號改正手續中）

省進理万會金及特殊理万會金（災害除却會金、巨作修副設
維持會金、勞務者住宅建設會金、中小商工業者金融進會
金及農産運轉會金等）ノ副當又ハ供給決定ニ關スル關係各
省トノ協議ハ之ヲ廢止ス

向石會金中勞務者住宅建設會金及中小商工業者金融進會
金ノ供給決定ニ付テハ既に協議手續廢止済ナリ

2. 許可認可事項等ノ整理

二、報告、届出事項ヲ整理スルモノ

一、預金部會金貸付一口別報告（經由機關ヨリ毎月）
廢止（昭和七年省令三十號改正手續中）

一、預金部資金収支状況報告（面交書類ヨリ毎年一回）
般 止（右同）

三、總務局の信用證管内詳報（日本銀行各店ヨリ毎月）
般 止

四、信用證取扱細則令書（日本銀行ニ令送ノモノ）
般 止

五、預金部資金運用報告書（年一回運用委員會ニ報告）
簡略化

六、預金部資金貸付状況報告（経田機關ヨリ毎年一回）
簡略化

七、預金部預金申特別會計預金ノ受人、拂出具ノ他ノ諸報告書（日
本銀行ヨリ具ノ都度）

八、預金部所有有價證券受人通知書（日本銀行各店ヨリ具ノ都度）
運記式ニ改ム

九、預金部所有有限預券發給高變（日本銀行各所より毎月）
年四回ニ改ム

十、預金部地方資金借入申込書（借受開示ヨリ）昭和七年省令第
三十號改正手續中

（一）會社個人分借入申込書（銀行等、經出機關ヨリ之ヲ提出セシ
ムルコトトシ取扱ヲ簡易化ス
（二）地方公共團體分ヲ連記式トス

十一、預金部資金交付申請書（市町村、水利組合ヨリ）右向
出旅所經田省略

十二、中央官廳ノ權限ノ地方官廳（ノ公證
八大市以外ノ市町村ニ對スル預金部地方資金ノ全部ノ融通決定
ヲ財務局ニ委任スルモノトス

(理財局) (資金證券法及經理統制令關係ヲ除ク)

1. 行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化

4. 廢止又ハ停止スルモノ

一、定期的刊行物其ノ他各種刊行物ヲ再檢討シ之ガ整理ヲ行フ

(一) 國債統計書ノ刊行ヲ停止ス

(二) 國債額明細書ハ毎月一回作成シ居ル處之ヲ年四回(三、六、九

一、二月)ニ改ム

二、官報登載事項ノ整理ヲ行フ

小額紙幣發行高、貨幣發行高、國債額、鐵道買收公債其ノ
他交付公債交付、產業設備營團ガ買收代價トシテ交付スル
國債證券ノ交付價格及國債證券買入銷却ノ官報登載ヲ停止
ス(小額紙幣發行高ニ付テハ昭和十三年六月大藏省令第三
二號ノ改正ヲ要ス)

三、恒例的發表等ニ付キ整理ヲ行フ

（一）輸入

（二）輸出

（三）...

（四）...

（五）...

（六）...

ガ設備ノ買収代價トシテ交付スル國債證券ノ交付價格、
通常ノ國債證券買入締却及國債所有権引継（額面）額ノ
新聞發表ヲ停止ス

ロ、簡易化スルモノ

一、國庫事務ヲ簡素化ス

會計諸手續ノ簡素化ト關聯シ目下研究中

二、國債事務ヲ簡捷化ス

（一）國債登録制度ヲ簡易化ス

（A）乙種登録制度ヲ停止スルモノトス（國債ニ關スル法律ノ
改正ヲ要ス）

（B）甲種登録簿副本ノ作成ヲ停止シ、登録請求書副本ヲ以テ
代用スルモノトス（國債規則ノ改正ヲ要ス）

（C）寄託供託無記名國債證券ヲ差入ノ儘登録國債ト爲シ同時

ニ關係ノ附記登錄ヲ爲スコトトスルモノトス（省令ニ定
テ要ス）

(D) 登錄國債ノ記名中非法人團體ニシテ代表者又ハ管理者ノ
定メアルモノニ付テハ團體名ヲ以テ登錄スルコトニ改ム
ルモノトス（國債規則ノ改正ヲ要ス）

(二) 白紙及未完成證券ハ印刷局及當該證券印刷機關ニ於テ保管
セシムルモノトス（日本銀行國債事務取扱規程ノ改正ヲ要ス）
見本證券ハ總テ取扱店ニ交付スル副度ニ改ムルモノトス（國
債規則ノ改正ヲ要ス）

(三) 一時賜金公債法ヲ改正シ同公債ハ無記名證券ヲ以テ交付シ
得ルコトトスルモノトス（昭和十五年法律第六九號ノ改正
ヲ要ス）

陸海軍省ヨリノ特別賜金公債及一時資金公債發行請求書ノ
氏名別内譯書ヲ省略スルモノトス（昭和十四年大藏省令第

二〇號及昭和九年大藏省令第二二號ノ改正ヲ要ス

（四）國債ノ元利拂ニ付テハ當分ノ内消滅時効ノ援用ヲ停止スル
ス（法律制定ヲ要ス）

（五）國債ノ元利拂ニ付テハ當分ノ内消滅時効ノ援用ヲ停止スル
モノトス（法律制定ヲ要ス）

（六）~~交付公債ノ交付請求權ニ關シ十年ノ消滅時効期間ヲ定ムル
モノトス（法律制定ヲ要ス）~~

（七）~~國債計算書ヲ簡略化スルト共ニ各種帳簿、調書、報告等ヲ
簡素化スルモノトス~~

2、許可認可事項等ノ整理
イ、許可認可制度ヲ廢止スルモノ

高級印刷物製造等統制規則第三條及第四條ノ規定ニ基キ高級
印刷業者ニ對シ「地方債證券、社債券、株券其ノ他ノ出資證
券及保儲證券ノ凹版印刷以外ノ方法ニ依ル印刷ニ付テハ大藏

大臣ヨリ別表ノ指示アル場合ノ外ハ昭和十九年度米穀大
臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要セザル旨一ヲ指示シ斯カル印刷ノ
許可申請ヲ不要ナラシムルモノトス

ロ、許可認可制度ヲ廢止スルト共ニ之ニ代ルベキ措置（届出等）
ヲ講ズルモノ

一、取引所及取引員ニ關スル許可認可事項ニ付左ノ措置ヲ講ズ

(一) 各種許可認可事項中市場規則、業務ノ執行ニ關スル規定其
ノ他諸規定ノ變更ニ付テハ輕微ナルモノニ在リテハ認可ヲ
不要トシ報告ヲ以テ足ルモノトス（日本證券取引所法施行
規則ノ改正ヲ要ス）

(二) 有價証券市場ニ於ケル貨物取引ノ上場銘柄ニ付尋常ノ輕微
ナルモノニ在リテハ認可ヲ要セザルモノトシ報告ヲ以テ足
ルモノトス（日本證券取引所法施行規則ノ改正ヲ要ス）
ニ、報告届出事項ヲ整理スルモノ

一、高級印刷物製造等統制規則第七條第一項ヲ制スルト共ニ同
條第二項及附屬條式第一號ヲ改正シ一般高級印刷業者ヨリノ
印刷費徴等ニ關スル報告書ノ格式ヲ廢止スルト共ニ指定高級
印刷業者ヨリ徴スル報告書ノ格式ヲ簡素化スルモノトス

二、日本證券取引所法ニ基ク諸報告届出等項ニ付左ノ措置ヲ講ズ
ルモノトス

(一) 取引所ヨリ政府ニ提出スベキ諸報告ニ付

(A) 毎月末ノ事業ノ概況ノ報告書ハ記載事項ヲ簡略ニス
(B) 必ズシモ總裁ヨリ大藏大臣ニ送由セシムルコトヲ指導ノ

輕重ニ應ジ各部長ヨリ尙長ヘノ報告、或ハ監理官ヘノ報
告ヲ以テ足ルモノトス

(C) 報告書類ノ記載事項及形式ヲ可及的簡素化セシメ格式ニ
拘泥セザル如ク指導スルモノトス

(D) 場合ニ依リテハ口頭ノ報告ヲ以テ足ルモノトシ時宜ニ依
リ報告ヲ省略セシムル等從來ノ報告等項ヲ整理ス

(日)取引員ノ報告書及封印照納ヲ略化又ハ改定スルモノトス
(日)日本證券取引所法施行規則ノ改正ヲ要ス)

ホ、手續ヲ簡易化スルモノ

取引員ノ免許、有價證券市場ニ於ケル賣買取引ノ取次等ノ認
可、取引員業務以外ノ他ノ業務經營ノ認可等ノ各申請書ニ添
附スベキ書類ヲ整理ス

3、中央官廳ノ權限ノ地方官廳ヘノ委讓

企業整備資金措置法ニ基テ許可認可事項中生活資金又ハ納税ニ充ツル爲
ノ特殊決濟ノ免除又ハ特殊決濟債權ノ資金化ニ付許可認可ノ基準
ヲ定ムルト共ニ日本銀行(支店ヲ含ム)限リニテ具體的條件ノ處
理ニ當ラシムルモノトス

(外資局)

1、行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化
イ、廢止又ハ停止スルモノ

外國爲替管理法施行規則ヲ改正シ左記事務ハ之ヲ廢止スルモノトス

一、外貨證券ノスタンプ押捺（外國爲替管理法施行規則第四十條）
二、外貨證券ノスタンプ押捺命令（同規則第四十一條）

ロ、簡易化スルモノ

一、匯金法及同法關係法令ニ基ク許可事務中金箔、金粉ノ使用許可ニ關スル事務中左記ノモノニ付テハ從來ノ個別的許可ヲ改メ統制團體ニ對スル一括許可ヲ以テ足ルモノトシ事務ノ簡易化ヲ圖ルモノトス

(一)佛壇、佛具用ノ金箔ノ使用許可ニ付テハ社團法人日本神佛具統制會ニ對スル一括許可

却等々他

仁文法院長等ノ主要農林會目ニ適用金債、金券ノ發行許可ニ
宿テハ前附法入日本製糖及工業總聯合會ニ對スル一括許可ニ

二外國爲替管理法令ニ基ク包括許可制ノ徹底化ヲ圖リ許可事務
ノ簡易化ヲ圖ルモノトス

2、許可認可事項等ノ整理

イ、許可認可制度ヲ廢止スルモノ

一、外國爲替管理法施行規則ヲ改正シ左記許可制度ハ之ヲ廢止ス
ルモノトス

(一) 在内外貨證券ニシテ支拂期日到來セルモノノ爲替銀行ニ對
スル取立依頼等ノ義務規定（外國爲替管理法施行規則第三
十四條）

(二) 在内外貨證券ノ元利等ノ支拂期日到來セルモノノ回收義務
規定（同規則第三十五條）

(三) 無爲替輸出證券等ノ代リ金回收義務規定（第三十九條）

(四) 第三セキヨリ應滿支ニ貨物輸入又ハ資金移動ノ爲メ第三國所
在財産處分ノ取締規定(同規則第五十五條)

(五) 在外財産ノ無償又ハ不當廉價處分ノ取締規定(同規則第五
十七條)

(六) 在外財産ノ賣却代リ金回收義務規定(同規則第五十八條)

(七) 第三國ノ事業利益金回收義務規定(同規則第六十條)

(八) 外國間運賃ノ第三國運賃ニ依ル受領義務規定(同規則第六
十二條)

(九) 爲替銀行ノ在外銀行ニ對スル預メ金貸越金取締規定(同規
則第七十五條)

(十) 爲替銀行ノ第三國ニ於ケル資金保有限度取締規定(同規則
第七十六條)

(十一) 爲替取引媒介業者ノ業務取締規定(同規則第八十五條)

二 各地域間爲替及信用狀取引ニ對スル承認制度ヲ廢止ス

三、特殊財産管理勘定ハ、ケルノ毎ニスル預ケ金ノ引出ヲ許可不
要トス（外國人ト係結別取付金ニ差ク告示ヲ要ス）

四、銀行、保險會社、營園等ノ敵産管理人ニ對シテハ左ノ行爲ニ
付許可又ハ承認不要トス（信託會社ニ付テハ既ニ大半實行中）
（一）敵産管理人ノ爲ス本邦通貨ノ取得竝ニ動産、有價證券等ノ
處分ノ内金額千圓未満ノモノ

（二）本邦人使用人ニ對スル給料ノ支拂
（三）管理ノ爲必要ナル費用ノ支拂ニ充ツル爲本邦銀行ヨリ一箇
月ヲ通ジ千圓未満ノ自己名義ノ預ケ金（特殊財産管理勘定
ヲ含ム）引出ヲ爲ストキ又ハ該引出ニ因リ取得シタル本邦
通貨ヲ處分スルトキ

五、右ニ伴フ特殊財産管理勘定ヨリノ支拂ニ付テハ管理人タル正
金銀行ニ付テモ承認不要トス
六、報告届出事項ヲ整理スルモノ

一、外國爲替管理法附條法令ニ基ク報告中記載ノモノハ之ヲ廢止
 又ハ提出回数ノ減少ヲ圖ルモノトス
 (一) 顧客ト爲替銀行トノ豫約爲替取引及信用狀取得ニ關スル報
 告

- (二) 銀行ノ豫約爲替取引ニ關スル報告 三種 廢止
- (三) 銀行ノ持高日報 二種 廢止
- (四) 爲替銀行ノ爲替買賣高及持高報告 一種 提出回数ノ減少
- (五) 外國人關係取引取締規則ニ基ク各月報告書 二種 提出回数ノ減少

三、通牒又ハ依頼等ニ基ク報告事項ニシテ左記ノモノニ付テハ之
 方廢止又ハ提出回数ノ減少等ヲ圖ルモノトス
 (一) 在第三國店舗信用狀手形買取報告、在支店舗單票及金圓券
 在高報告、在支店舗貸出實績概報、在外店舗爲替取引明細

一、銀行の委任

(一) 主要ナラザル國內各地域向送金ノ許可ニ關スル權限ハ之ヲ日本銀行ニ委任ス

(二) 在外者ノ債務ニ對スル擔保提供又ハ保證ニ關スル許可ノ事務中金額百萬圓程度以下ノモノハ之ヲ日本銀行ニ委任ス

(三) 旅行者兩替商等ノ外國通貨買賣ニ關スル許可ノ權限ハ日本銀行ニ委任ス

(四) 通貨輸出許可事務ノ一部ハ稅關ニ委任ス

(五) 通貨輸入許可事務ニ關スル權限ハ之ヲ稅關ニ委任ス

(六) 證券輸入許可事務中中華民國ヨリノ戰争國債債券ノ輸入携帶輸入ヲ除クニシテ券面額一萬圓以下ノモノハ之ヲ日本銀行ニ委任ス

(七) 證券輸入許可事務中軍人軍屬ノ中華民國ヨリノ貯金通帳ノ携帶輸入ニ關スルモノハ稅關ニ委任ス

(銀行同)

一、行政事務ノ廢止又ハ簡易化

イ、廢止又ハ停止スルモノ

一、金融機關ニ對スル検査ニ付テハ金融機關ノ基礎強化ノ爲準必要ナルモノハ之ヲ強化スルモ定例的ノ一般検査ハ一時之ヲ停止ス

二、左記事項ノ旨報掲載ハ之ヲ廢止ス

(一) 地方金融協濟會ノ理事長ノ任命

(二) 全國金融統制副團長・理事長又ハ理事ノ辞任若ハ死亡ノ

届出(銀行規則ノ改正ヲ要ス)

(三) 金融統制副團長・理事長・副理事長又ハ理事ノ辞任又ハ死亡ノ届出(銀行規則ノ改正ヲ要ス)

ニ(四) 地方金融協濟會及統制組合ノ統制規定ノ設定或變更(令ノ

改正ヲ要ス)

三(五) 朝鮮銀行券發行過報

ロ 貯蓄銀行券發行選設

三左ノ銀行局關係調査ノ恒例的發表ハ之ヲ廢止ス

普通銀行其ノ他異動調

毎月一回

無毒會社合同成立狀況

2、許可認可事項等ノ整理

イ、許可認可制度ヲ廢止スルモノ

一、銀行法特殊銀行法其ノ他業法上、許可認可事項中左ノモノハ之ヲ廢止ス

(一) 貯蓄銀行及信託會社關係

輕微ナル定款ノ變更一貯銀法及信託業法ノ改正ヲ要ス

(二) 橫濱正金銀行關係

取得物件ノ處分延期一條例ノ改正ヲ要ス

(三) 朝鮮銀行關係

(A) 本邦内ニ本店ヲ有スル他銀行トノ「コレレスボンデンス」

ノ 締約 (法ノ 改正ヲ 要ス)

(B) 公共團體ニ 對スル 無擔保貸付 (法ノ 改正ヲ 要ス)

(C) 他銀行ノ 業務代理 (法ノ 改正ヲ 要ス)

(四) 臺灣銀行關係

本邦内ニ 本店ヲ 有スル 他銀行トノ 「コルレスボンデンス」ノ 締約 (法ノ 改正ヲ 要ス)

(五) 日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及農工銀行關係

(A) 業務上餘裕金ノ 預入銀行 (勸銀法及農工法ノ 改正ヲ 要ス)
(B) 貸付金利子最高歩合ノ 決定但シ 直前營業年度ニ 於テ 定メタルモノト 同一ナルトキニ 限ル

(六) 日本興業銀行關係 (勸銀法、農工法及拓銀法ノ 改正ヲ 要ス)

本邦内ニ 本店ヲ 有スル 他銀行トノ 「コルレスボンデンス」ノ 締結 (法ノ 改正ヲ 要ス)

中央金庫關係

(A) 業務代理（法ノ改正ヲ要ス）但シ届出ニ改ムルコト
(B) 業務上余裕金預入銀行（法ノ改正ヲ要ス）
(C) 手形割引歩合、貸付利率ノ最高限度ノ決定但シ直前事業
年度ニ於テ定メタルモノト同一ナルトキニ限ル（法ノ改
正ヲ要ス）

(六) 庶民金庫關係

(A) 業務代理（法ノ改正ヲ要ス）但シ届出ニ改ムルコト
(B) 貸付利率、融通利率及補償料ノ最高限度其ノ他貸付、融
通及補償料ニ關スル條件ノ決定但シ直前事業年度ニ定メ
タルモノト同一ナルトキニ限ル（法ノ改正ヲ要ス）
二、報告届出事項ヲ整理スルモノ

一、北海道拓殖銀行ノ抵當權實行報告ヲ廢止ス（命令書ノ改正ヲ要ス）
三、農工銀行ノ左ノ報告又ハ届出ヲ廢止ス

(四) 公金庫等取扱届出（法ノ改正ヲ要ス）

一、代理店ノ設置ノ認可
二、同一市町村内ニ於テ本
店以外ノ營業所ノ設置
三、代理店ノ位置變更ノ承認
四、代理店ノ契約ノ變更消滅又ハ更新ノ届出
五、同一市町村内ニ於テ爲シタル本店以外ノ營業所ノ位置變更

一、北海道内ノ同一市町村内ニ於テ爲ス本店以外ノ營業所ノ位置變更ノ實行延期承認
二、農工銀行ニ付左ノ事項ニ關スル事務ヲ地方廳ニ委譲スルモノトス
三、代理店設置ノ認可
四、同一市町村内ニ於テ本
店以外ノ營業所ノ位置變更ノ承認
五、代理店ノ契約ノ變更消滅又ハ更新ノ届出
六、同一市町村内ニ於テ爲シタル本店以外ノ營業所ノ位置變更

- 一、北海道内ノ同一市町村内ニ於テ爲ス本店以外ノ營業所ノ位置變更ノ實行延期承認（命令番ノ改正ヲ要ス）
- 二、農工銀行ニ付左ノ事項ニ關スル事務ヲ地方廳ニ委譲スルモノトス
- （一）代理店設置ノ認可（法ノ改正ヲ要ス）
- （二）同一市町村内ニ於テ本
店以外ノ營業所ノ位置變更ノ承認
及銀行法ノ改正ヲ要ス）
- （三）同一市町村内ニ於テ本
店以外ノ營業所ノ位置變更ノ承認（規程ノ改正ヲ要ス）
- （四）代理店契約ノ變更消滅又ハ更新ノ届出（規程ノ改正ヲ要ス）
- （五）同一市町村内ニ於テ爲シタル本店以外ノ營業所ノ位置變更

（一）市町村内ニ於テ爲ス本店以外ノ營業所位置變更及代理店設置ノ實行延期承認（規程ノ改正ヲ要ス）

（二）普通銀行ニ關シ左ノ事項ニ關スル事務ヲ金融統制團體ニ委譲スルモノトス

（三）地方銀行ノ其ノ本店ノ存在スル府縣内ニ於テスル代理店設置ノ認可（法ノ改正ヲ要ス）

（四）地方銀行ノ其ノ本店ノ存在スル府縣内ノ同一市町村内ニ於テスル營業所ノ位置變更ノ認可（法ノ改正ヲ要ス）

（五）地方銀行ノ其ノ本店ノ存在スル府縣内ノ同一市町村内ニ於テスル代理店位置變更ノ承認（細則ノ改正ヲ要ス）

（六）地方銀行ノ代理店契約ノ變更消滅又ハ更新届（細則ノ改正ヲ要ス）

（七）常務取締役、支配人ノ他會社常務從事ノ認可（法ノ改正ヲ要ス）

（內）常務從業取締後、支那人他會社ノ常務ニ從事セザルニ至リタルトキノ届出（細則ノ改正ヲ要ス）

（七）普通銀行ノ兼營業務ニ關スル業務ノ種類及方法書變更ノ認可（兼營法ノ改正ヲ要ス）

（八）營業用土地建物ノ取得新設又ハ改良ノ承認
四貯蓄銀行ニ付左ノ事項ニ關スル事務ヲ金融統制團體ニ委譲スルモノトス

（一）其ノ本店ノ存在スル府縣内ニ於テスル代理店設置ノ認可（法及銀行法ノ改正ヲ要ス）

（二）其ノ本店ノ存在スル府縣内ノ同一市町村内ニ於テスル營業所位置變更ノ認可（法ノ改正ヲ要ス）

（三）其ノ本店ノ存在スル府縣内ノ同一市町村内ニ於テスル代理店位置變更ノ承認（細則及銀行法細則ノ改正ヲ要ス）

（四）代理店契約ノ變更消滅又ハ更新届（細則及銀行法細則ノ改正

法ノ改正ヲ要ス

(六) 常務從事取締役、支配人ガ他會社常務ニ從事セザルニ至リタ

ルトキノ届出一細則及銀行法細則ノ改正ヲ要ス

(七) 業務ノ種類及方法書變更ノ認可一法ノ改正ヲ要ス

(八) 投資證券等ノ認可一法ノ改正ヲ要ス

(九) 營業用土地建物ノ取得新設又ハ改良ノ承認

五 信託會社ニ付左記ノ事項ニ關スル事務ヲ金融統制團體ニ委譲ス

ルモノトス

(一) 業務ノ種類及方法書變更ノ認可一法ノ改正ヲ要ス

(二) 營業用土地建物ノ取得新設又ハ改良ノ承認

六 信託會社ニ付左ノ事項ニ關スル事務ヲ地方官又ハ金融統制會ニ

委譲スルモノトス

(一) 投資有價證券ノ認可一法ノ改正ヲ要ス
(二) 利益配當ニ關スル承認 一地方廳
(三) 營業用土地建物取得、新設又ハ改良ノ承認 一地方廳
モ市街地信用組合ニ付左ノ事項ニ關スル事務ヲ地方廳ニ委託ス
ルモノトス

- (一) 定款變更ノ認可一法ノ改正ヲ要ス
- (二) 業務ノ種類及方法等變更ノ認可一法ノ改正ヲ要ス
- (三) 投資有價證券ノ認可一法ノ改正ヲ要ス
- (四) 特別配當率ノ認可一規則ノ改正ヲ要ス
- (五) 出資配當率引上ノ承認
- (六) 事業用土地建物ノ取得、新設又ハ改良ノ承認
- (七) 名稱變更、事務所設置、廢止若ハ位置變更ノ實行届出(規則ノ改正ヲ要ス)
- (八) 監事又ハ法第十四條ノ代理人ノ選任又ハ退任ノ届出一規則ノ改正ヲ要ス

八、銀行等資金運用令關係ノ許認可、報告、届出ニ關スル事務ノ
一層簡易ナラシムルモノトス

1、行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化

イ、廢止又ハ停止スルモノ

一、保險年鑑等ノ刊行ハ之ヲ停止スルモノトス

ニ、左ノ各項ニ該當スルモノハソノ官報掲載ヲ廢止スルモノトス

(イ) 業態別統制會ノ理事長又ハ理事ノ辭任又ハ死亡ノ相出

(ロ) 保險業法施行規則第二十五條ノ保險事業成績表ノ集計

三、保險會社等ニ對スル検査ニ付テハ之ヲ強固化等ノ必要ナルモノハ之ヲ強化スルモノ定例的ニ一般検査ハ一時之ヲ停止スルモノトス

四、毎月末現在保險會社資金運用狀況一覽表ノ發表ヲ廢止スルモノトス

2、許可認可事項等ノ整理

イ、許可認可制度ヲ廢止スルモノ

報告届出ヲ爲シタルトキハ同一事項ニ付有價證券業取締法、
有價證券引受業法關係法令ニ依ル報告、届出アリタルモノト
看做スコトニ付考究スルモノトス（法律改正ヲ要ス）

三、株主總會附議案及役員退職金支給ノ承認制ヲ廢止スルモノト
ス

二、報告届出事項ヲ整理スルモノ

一、有價證券業取締法關係法令ニ依リ取引員、證券引受會社又ハ
有價證券業者ノ支店ノ關係地方長官へ提出スベキ業務報告書
ノ副本ノ提出ヲ支店分ノミトスルモノトス（旅行規則ノ改正
ヲ要ス）

三、保險業法施行規則第二十五條第三項ノ報告ヲ廢止スルモノト
ス（旅行規則ノ改正ヲ要ス）

三、保險業法第八十二條ニ基ク年度報告ヲ簡略化スルモノトス（旅行
規則改正ヲ要ス）

四、損害保險法及再保險法施行規則第二十六條ノ再保險金請求書

三、中央官廳ノ權限ノ地方官廳ヘノ委讓
 一、保險業法ニ基ク許可、認可ノ權限中輕微ナルモノノ定款變更ニ
 關スル認可、重役、他業從事ニ關スル認可ノ權限ハ之ヲ金融統
 制團體又ハ地方廳ニ委讓スルモノトス（法律改正ヲ要ス）
 二、有價證券採取締法、有價證券割賦販賣法、有價證券外務員取
 締規則關係ノ許認可、報告、届出ニ關スル事務ノ一部ヲ地方廳
 ニ委讓ス
 三、有價證券採取締施行規則中第八條但書、第十條但書、第十八
 條但書、第十九條但書及第二十四條但書ニ基ク認可、承認ニ
 關スル事務ヲ地方廳ニ委讓ス（施行規則ノ改正ヲ要ス）
 四、有價證券割賦販賣法第二十一條ニ依リ同法第五條及第十二
 條ニ依ル主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ヲ地方廳ニ委讓ス（勅
 令ノ制定ヲ要ス）
 五、有價證券外務員取締法施行規則ヲ改正シ外務員ノ登錄及其ノ

三、中央官廳ノ權限ノ地方官廳ヘノ委讓
 一、保險業法ニ基ク許可、認可ノ權限中輕微ナルモノノ定款變更ニ
 關スル認可、重役、他業從事ニ關スル認可ノ權限ハ之ヲ金融統
 制團體又ハ地方廳ニ委讓スルモノトス（法律改正ヲ要ス）
 二、有價證券採取締法、有價證券割賦販賣法、有價證券外務員取
 締規則關係ノ許認可、報告、届出ニ關スル事務ノ一部ヲ地方廳
 ニ委讓ス
 三、有價證券採取締施行規則中第八條但書、第十條但書、第十八
 條但書、第十九條但書及第二十四條但書ニ基ク認可、承認ニ
 關スル事務ヲ地方廳ニ委讓ス（施行規則ノ改正ヲ要ス）
 四、有價證券割賦販賣法第二十一條ニ依リ同法第五條及第十二
 條ニ依ル主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ヲ地方廳ニ委讓ス（勅
 令ノ制定ヲ要ス）
 五、有價證券外務員取締法施行規則ヲ改正シ外務員ノ登錄及其ノ

三、有價證券外務員取締法施行規則ヲ改正シ外務員ノ登錄及其ノ

シ取引員外務員ノ登録等ニ關スル事務ハ之ヲ日本證券取引所
ニ委譲スルコトニ付研究中)

(專賣局)

1、行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化
イ、廢止又ハ停止スルモノ

ハ、各種統計ニ再検討ヲ加ヘ之ヲ簡素化シ又ハ廢止スルモノトス
(一) 專業統計又ハ要覽(地方局作成)ノ刊行ヲ停止シ資料ノ蒐集保全ニ止ムルモノトス

(二) 專賣局統計年報ノ刊行ヲ停止スルモノトス
三、定期的刊行物、其ノ他各種刊行物ヲ再検討シ之ガ整理ヲ行フ
モノトス

(一) 煙草辦作實積(地方局作成)ノ印刷ヲ廢止シ關係方面ニ對シテハ簡素ナル謄寫刷ト爲シタルモノヲ配布スルモノトス
(二) 煙草賣渡月報(本局作成)ノ印刷ヲ廢止シ關係部課ニ對シテ原本ヲ回覽スルモノトス

三、氣象年報(本局作成)及雜煙草概況年報(本局作成)ノ印刷

局ヲ廢止スルモノトス

四 葉煙草收納鑑定實際（本局作製）及葉煙草收納高等紙別表（本局作製）ノ印刷ヲ廢止要スレバ簡素ナル騰算刷ト爲ス

モノトス

五 專賣史ノ編纂ヲ停止シ資料ノ蒐集保存ニ止ムルモノトス

六 現行專賣制度故ニ專賣概要（本局作製）ノ編纂ヲ停止スルモノトス

七 役付工彙報（本局作製）ヲ廢止スルモノトス

三 煙草權付検査及葉煙草收穫量目録查ヲ廢止スルモノトス

煙草權付反別及葉煙草收穫量目ノ調査ハ事業上必要ナルモ

獨立セル實地検査又ハ實地調査ノ方法ニ依ラズ產地狀況調

査ヲ相當擴充シ之ト併セテ遑調調査スルモノトス

四 煙草製造關係諸卷ハ一時之ヲ停止スルモノトス

ロ、簡易化スルモノ

施行細則第二十二條ノ改正ヲ要ス

(一) 葉分ハ各種類共中、本葉ノ二區分トスルモノトス

(二) 等級ハ在來種ハ優等乃至五等、黃色種ハ優等乃至三等トス

一レ一種ハ一等乃至三等トスルモノトス

三 黃色種ノ產地區分ヲ廢止スルモノトス

四 煙草ノ配給命令、配賦命令及同送命令ノ期間ヲ左ノ通り擴張

スルモノトス

(一) 葉煙草ノ配給命令及同送命令期間六ヶ月ヲ一ヶ年ニ改ムルモノトス

(二) 製造煙草ノ配賦命令及同送命令期間二ヶ月ヲ三ヶ月ニ改ムルモノトス

五 煙草販賣官署監督事務ハ事故防止及需給調整上 必要ナル最

少限度ニ於テ重罰的ニ之ヲ行フモノトス
 許可認可並項等ノ整理
 イ、許可認可制度ヲ廢止スルモノ
 一、煙草苗床ノ位置及坪數、煙草ノ本數ニ關スル許可制ハ廢止スル
 モノトス（煙草專賣法第七條及同法施行細則第六條ノ改正ヲ妥
 ス）
 二、煙草苗ノ讓渡讓受ニ關スル許可制ハ廢止スルモノトス（煙草專
 賣法第九條及同法施行細則第九條ノ改正ヲ妥ス）
 ロ、許可認可制度ヲ廢止スルト共ニ之ニ對ルベキ罰值（届出罰等）
 ヲ講ズルモノ
 一、届出煙草ノ發賣場所ニ關スル許可制ヲ申告制ニ改ムルモノトス
 （煙草專賣法第三十三條ノ改正ヲ妥ス）
 二、目家用製煙ノ許可制ヲ申告制ニ改ムルモノトス（煙草專賣法第九
 條及同法施行細則第二十二條ノ改正ヲ妥ス）

2

少限度ニ於テ重罰的ニ之ヲ行フモノトス
 許可認可並項等ノ整理

- イ、許可認可制度ヲ廢止スルモノ
- 一、煙草苗床ノ位置及坪數、煙草ノ本數ニ關スル許可制ハ廢止スル
モノトス（煙草專賣法第七條及同法施行細則第六條ノ改正ヲ妥
ス）
- 二、煙草苗ノ讓渡讓受ニ關スル許可制ハ廢止スルモノトス（煙草專
賣法第九條及同法施行細則第九條ノ改正ヲ妥ス）
- ロ、許可認可制度ヲ廢止スルト共ニ之ニ對ルベキ罰值（届出罰等）
ヲ講ズルモノ
- 一、届出煙草ノ發賣場所ニ關スル許可制ヲ申告制ニ改ムルモノトス
（煙草專賣法第三十三條ノ改正ヲ妥ス）
- 二、目家用製煙ノ許可制ヲ申告制ニ改ムルモノトス（煙草專賣法第九
條及同法施行細則第二十二條ノ改正ヲ妥ス）

一、報告届出事項ヲ整理スルモノ
 二、報告届出事項ヲ左ノ通廢止又ハ簡素化スルモノトス
 廢止 一三七件
 簡素化 六七件
 三、中央官廳ノ權限ノ地方官廳等ヘノ委讓

四、鹽賣捌人ガ鹽賣捌人ニ非ザル者ヨリ鹽ヲ讓受ケ之ヲ販賣スルコト能ハ
 ザルトキ、許可制ヲ申告制ニ改ムルモノトス（鹽專賣法施行細
 則第十四條ノ改正ヲ要ス）

五、承認制ヲ申告制ニ改ムルモノトス（鹽賣捌規則第一條ノ改
 正ヲ要ス）

五、粗製樟腦、樟腦油ノ納付期日延期又ハ變更ノ許可制ヲ申告制ニ改
 ムルモノトス（粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則第十一條ノ
 改正ヲ要ス）

六、報告届出事項ヲ整理スルモノ
 報告届出事項ヲ左ノ通廢止又ハ簡素化スルモノトス
 廢止 一三七件
 簡素化 六七件

三、中央官廳ノ權限ノ地方官廳等ヘノ委讓

一、臨時敷置地等管理令ノ適用上左ノ事項ニ付地方局長ノ権限ヲ擴張スルモノトス
 (一) 敷置地其ノ他ノ敷置用施設ノ資質具ノ他ノ措置ニ關スル命令
 (二) 鹽又ハ鹹水ノ使用又ハ消費ニ關スル命令、制限若ハ禁止
 二、煙草耕作並ニ特産品取締關係事務中左ノ事務ヲ地方專管局ニ委譲スルモノトス
 (一) 煙草耕作關係
 (A) 煙草試作ノ許可
 (B) 臨時煙草取扱所ノ設置決定
 (C) 煙草耕作表影區域ノ決定
 (D) 煙草耕作指導事項ノ改正
 (E) 煙草耕作指示事項ノ改正 (但シ種類、乾燥法、採束材料)
 (F) 煙草耕作許可試驗ノ施行
 (二) 特産品取締關係

一、臨時敷置地等管理令ノ適用上左ノ事項ニ付地方局長ノ権限ヲ擴張スルモノトス
 (一) 敷置地其ノ他ノ敷置用施設ノ資質具ノ他ノ措置ニ關スル命令
 (二) 鹽又ハ鹹水ノ使用又ハ消費ニ關スル命令、制限若ハ禁止
 二、煙草耕作並ニ特産品取締關係事務中左ノ事務ヲ地方專管局ニ委譲スルモノトス
 (一) 煙草耕作關係
 (A) 煙草試作ノ許可
 (B) 臨時煙草取扱所ノ設置決定
 (C) 煙草耕作表影區域ノ決定
 (D) 煙草耕作指導事項ノ改正
 (E) 煙草耕作指示事項ノ改正 (但シ種類、乾燥法、採束材料)
 (F) 煙草耕作許可試驗ノ施行
 (二) 特産品取締關係

産物ノ中大取物検査トスル上、原、父通業検査上場、争案移別
價格特記数量ノ決定

三、鹽 收購事務中左ノ事項ヲ鹽業組合ヲシテ、取扱ハシムルモノトス

(一) 鹽包裝検査

(二) 等級量日記號押察

四、地方專賣局長樂議事項中左ノ事項ハ地方專賣局長ヲシテ專行セシ
ムルモノトス

(一) 鹽專賣法關係

(A) 鹽及鹹水ノ製造及具ノ製與許可但シ臨時會金調整法上ノ許可

ラ安セス且物動物會此種ヲ必要トセザルモノニ限ル

(B) 鹽及鹹水製造廢止許可

(二) 臨時製鹽理等官埋令關係

(A) 三千坪以下ノ製鹽理及製鹽地以外ノ製鹽用施設ノ他用途ヘノ
轉供許可

令ニ伴フ裁定

(c) 鹽又ハ鹹水ノ使用又ハ消費ニ關スル命令ノ制限若ハ禁止
(d) 市町村長又ハ之ニ準ズベキモノニ對スル特定事務以外ノ鹽
配給事務ノ委任

其共濟組合ノ事務ニ付左ノ如ク措置ス

(一) 公傷病年命、公傷病一時命及殉職命ノ決定ヲ地方專賣局長ニ委
任ス

(二) 本局ニ於テ證書ヲ發行シタル共濟組合年命受給者ノ年命證書發
行原票其ノ他ノ整理ヲ地方專賣局長ニ移管ス

(三) 退職給付ノ額ヲ減額セントスル場合ノ内議又ハ申報ヲ廢止ス

行政事務ノ廢止、停止又ハ簡易化
 廢止又ハ停止スルモノ
 各種刊行物ニ再檢討ヲ加ヘ其ノ印刷ノ廢止又ハ簡素化ヲ圖ルモノトス
 (一) 官廳刊行圖書月報、法令全書、檢身錄ノ發行ヲ停止ス
 (二) 各官廳ヨリノ不急各種印刷物ノ注文ハ之ヲ受ケザルモノトス
 (三) 簡易化スルモノ
 一、物品會計、歳入歳收事務ノ改善ニ依リ歳收事務ノ簡素化ヲ圖ルモノトス
 (一) 例ヘバ取品支拂券、取品納入券等ノ様式ノ改正
 三、福利事業中万面福利季負制度ハ之ヲ廢止スルモノトシ之ニ伴ヒ附屬事務ノ減少ヲ圖ルト共ニ逕徴ナル等規運賃ノ廢止ヲ爲スモノトス

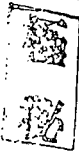
行政事務ノ簡素化
 △

- (一) 官廳刊行圖書月報、法令全書、檢身錄ノ發行ヲ停止ス
- (二) 各官廳ヨリノ不急各種印刷物ノ注文ハ之ヲ受ケザルモノトス
- (三) 簡易化スルモノ
- 一、物品會計、歳入歳收事務ノ改善ニ依リ歳收事務ノ簡素化ヲ圖ルモノトス
- (一) 例ヘバ取品支拂券、取品納入券等ノ様式ノ改正
- 三、福利事業中万面福利季負制度ハ之ヲ廢止スルモノトシ之ニ伴ヒ附屬事務ノ減少ヲ圖ルト共ニ逕徴ナル等規運賃ノ廢止ヲ爲スモノトス

2 許可認可事項等ノ整理

該當事項ナシ

3 中央官廳ノ權限ノ地方官廳ヘノ委讓
該當事項ナシ



甲 諸各省關係

一、地方特別官廳ヲ整理シ其ノ權限ヲ地方廳ニ委譲スルコト

(大藏省)

右ニ對スル意見

當省ノ地方特別官廳ニ付テハ現在ニ於テハ特ニ整理委譲ヲ必要トスルモノ無キモ之等特別官廳ノ行フ事務ニ付テハ地方廳ト最モ緊密ナル連絡ヲ採ル様今後益々留意致スベシ

二ノロ
 中央各廳業務ノ移譲ニ關スル件
 (昭一八九二六一
 厚生省)
 中央業務ノ地方廳移譲ニ關シ措置スベキ事項概ネ左ノ如シ

事項	基礎法令	措置意見
都道府縣職業務紹介委員會委員ノ任命 地方社會保險審議會委員ノ任命 從業者ノ解雇及退職ヲ制限スベキ工場ノ指定 特定認可其ノ他ニ於ケル厚生 其目ハノ別備 就職命令ニ依ル就職先工場ノ指定	職業務紹介委員會官制第六條第二項 社會保險審議會官制第九條 勞務調整令第二條 明 令第七條 同 令第十一條ノ二	廳府廳長官(警視廳ハ警視總監)ニ移譲スルコト 地方長官チシテ行ハシムルコト 地方長官チシテ行ハシムルコト 地方長官手續付キテシムルコト 地方長官チシテ行ハシムルコト

⑥ 就職命令ニ依ル事務関係ノ申請	勞務調整令施行規則第十三條ノ十一	地方長官ニ對シ爲サシムルコト
⑤ 就職命令ノ發勅	同 規則第十條ノ三	地方長官ニシテ之ヲ爲サシムルコト
④ 技能者養成令ノ適用工場、事業場ノ指定並ニ許可	技能者養成令第二條	地方長官ニ移譲スルコト
③ 技能者養成令ノ未由免除 <small>技能者養成令施行規則第二條</small>	健康保險法第三十六條、健康保險法施行令第十五條、第四十五條、第四十九條、第五十四條、第五十五條	地方長官ニ移譲スルコト
② 規約變更、豫算、保険料變更、準備金其ノ他主要財産處分、起債ノ認可 <small>上列ノ各事 由第廿一 條第廿四</small>	健康保險法第三十六條、健康保險法施行令第十五條、第四十五條、第四十九條、第五十四條、第五十五條	地方長官ニ移譲スルコト
① 厚生大臣ノ醫務保護事業者ノ認可	醫務保護法第五條	地方長官ニ移譲スルコト

④ 醫療保護事業者ノ醫療保護事業廢止ノ厚生大臣ノ許可

厚生大臣ノ指定スル事業者ヲラントスルノ届出

⑤ 法第五條ノ規定ニ依リ事業者ノ申請ニ依リ厚生大臣ノ認可申請書ヲ提出

⑥ 法第九條ノ規定ニ依リ事業廢止ノ許可申請書厚生大臣ニ提出

⑦ 國道府縣ニ非ザル者ノ厚生大臣ノ少年敎護院設置ノ認可

⑧ 認可少年敎護院ノ内容ニ變更アリタル場合ノ厚生大臣ヘノ届出

醫療保護法第九條

醫療保護法施行規則第二條

法第五條ノ規定ニ依リ事業者ノ申請ニ依リ厚生大臣ノ認可申請書ヲ提出

法第九條ノ規定ニ依リ事業廢止ノ許可申請書厚生大臣ニ提出

少年敎護法第七條

少年敎護法施行規則第三條

地方長官ニ移讓スルコト

地方長官ニ移讓スルコト

地方長官ニ移讓スルコト

地方長官ニ移讓スルコト

地方長官ニ移讓スルコト

地方長官ニ移讓スルコト

ニ付テ
ハ

<p>旭川市ニ貸付シタル土地ヲ縁故アル舊土人ニ賃償下附ノ認可</p>	<p>旭川舊土人保護地處分法第一條</p>	<p>北海道廳長官ニ移讓スルコト</p>
<p>産婆學校ノ指定</p>	<p>産婆規則第一條</p>	<p>地方長官ニ移讓スルコト</p>
<p>係保給養費ノ指定 汚物處理ニ關スル手数料又ハ使用料ノ新設又ハ變更</p>	<p>係保給養費ノ指定 汚物掃除法施行規則第八條ノ二</p>	<p>地方長官ニ移讓スルコト</p>
<p>水道條例ニ依ル職權委任ノ擴大</p>	<p>水道條例第二十一條ノ二</p>	<p>職權委任範圍ヲ擴大ス</p>
<p>下水道竣工期限ノ變更認可</p>	<p>下水道法第二條</p>	<p>地方長官ニ移讓スルコト</p>
<p>軍事扶助限度ノ認可申請</p>	<p>軍事扶助法施行令第三條及第四條ノ二</p>	<p>認可申請ヲ要セザラシム</p>

以上三十一件

① 二府令上段万長官ノ権限ニアルモノヲ註令、該段等ニ依リ主務管ニ歸
讓承認ヲ受ケツツアルヲ全廢スルコト

右ニ對ス 當省關係事項トシテハ無盡會計ニ歸スルモノト思料セラ
ル所之等會計ノ實情ニ應ジ一部廢止ヲ考慮スベシ

同一地方に於て法律會、法律部、
省、市、縣、國、府、土、物、多、請

之、事務、法律、事務、管理、令、協、力、
同、一、地方、に、在、り、て、自、合、の、協、力、
を、行、ふ、事、也、

從業規則認可

從業規則ノ変更命令

從業規則ニ依りて從業、
命令、事務、管理、令、

同一地方に於て法律會、協、力、
令、規則、事務、管理、令、

事務、管理、令、
事務、管理、令、

事務、管理、令、
事務、管理、令、

同一地方に於て、
事務、管理、令、

命令、事務、管理、令、

同一地方に於て、
事務、管理、令、

事務、管理、令、
事務、管理、令、

事務、管理、令、
事務、管理、令、

事務、管理、令、

事務、管理、令、

各省關係事項

件名	厚生省ノ提議意見	備考
<p>一、地方特別官廳ヲ整理シ其ノ權限 地方廳ニ委譲スルコトヲ併ニ實 務等ノ地方特別官廳ニ付テハ權 重ナル考慮ヲ拂フコト</p> <p>二、法令上地方長官ノ權限ニアルモ ノ。訓令、通牒等ニ依リ主務省 ニ實際承認ヲ受ケツツアルヲ全 際スルコト</p>	<p>厚生省關係ノ地方特別官廳ハ ナシ</p> <p>本件ニ際シテハ從來ヨリ全商 的ニ廢止ニ努メ來リタルトコ ロナルモ此ノ際全國的統制ヲ 必要トスル已ムヲ感ザル事 際キ全面的ニ廢止ニ努ムル モノトス</p>	

三 救護府廳ノ單位トスル各機關
ノ事務、令社其ノ他補助機關ニ對
スル監督權（警察官長、水産科
官等無ノ任免等）ヲ地方廳ニ委
託スルコト

四 地方官ノ選任ニ於テ各機關ノ
長官委員及臨時委員等ノ選任
ハ地方廳ニ一任スルコト

五 非常事態發生ノ場合ニ於テハ主
張大ニ協同ニ取テスル事項ト爲
モ地方官官方官ノ委任ニ於テ

地方官ノ選任ニ付於テハ、加ヘ
テノ旨ニ副ヒ推薦スルモノ
トス

救護府廳廳長紹介委員、地
方官會保險委員會等ノ委員ノ
任命ハ救護府廳長官ニ委託スル
モノトス

非常事態發生ノ場合ニ於テハ
國民警察令其ノ如ク於テ地方
官官長ノ委任ニ於テ之ガ執行

行シ得ル途ヲ拓クコト

六 救護府廳助金ノ款項目ノ流用ハ地
方廳ニ一任シ事業ノ重點的遂行
ヲ可能ナラシムルコト

七 救護府補助職員ノ昇給、昇格、國
際職員ノ身分所屬並ニ旅費支給
等ノ點ニ關シテハ地方廳ニ一任
スルコト

八 官公吏學校職員ノ支出擴張ノ權

ナシ得ル途ヲ拓キアルモノ、
尙本件ニ關シテハ專斷ノ權
ニ副ヒ推薦スルモノトス

内閣ニ於テ統一のニ考慮セラ
レタシ

昇給、昇格等ニ付テハ可及的
一任スルモノ、國際職員ノ役長
職通及旅費支給ニ關シテハ專
断ノ性質上區別ニ副ヒ辦シ

差支ナキモ内閣ニ於テ統一の

①

地方長官ニ委任スルコト
 中央官廳ニ對スル報告ハ最少
 限ニ整理シ且簡易化スル
 コト

ニ考慮セラレタシ
 本件ニ關シテハ從來ヨリ報告
 ノ整理及簡易化ニ努メ來リタ
 ルトコロナルモ此ノ際報告ノ
 徹底的整理簡易化ニ努ムルモ
 ノトス

厚生省事務整理

<p>性 名</p>	<p>兼任 見 長</p>	<p>厚生省ノ事務整理</p>	<p>備考</p>
<p>持許者等ニ對シテ之ヲ依ル許可 <small>部可ノ見附</small> <small>(但シ該部及持許者等ノ 第一條ク)</small></p>	<p>委 員</p>	<p>令第四條ノ第七條ノ即ち第五條ノ 八條乃至第十一條ノ第十二條及第 十四條ノ許可認可ハ之ヲ廢止シ、令 則第六條ノ許可認可ハ之ヲ廢止シ、令 則第二條ノ持許者等ニ對シテ之ヲ ノ規定及令第二條(即ち第一條)ノ 持許者等ニ對シテ之ヲ廢止シ、令 地方長官ニ委任スルモノトス</p>	<p>○</p>
<p>○ <small>一 臨時委員ニ依ル事務</small> <small>二 臨時委員ニ依ル事務</small></p>	<p>委 員</p>	<p>衛生省事務整理 衛生省事務整理 衛生省事務整理</p>	<p></p>

五 債権者等ノ権利ノ行使

委 託

→ 債権者等ハ債権ノ行使ニ関シテハ
→ 債権者等ノ権利ヲ行使スルモノトス

四 債権者等ノ権利ノ行使

委 託

→ 債権者等ノ権利ヲ行使スルモノトス
→ 債権者等ノ権利ヲ行使スルモノトス

三 債権者等ノ権利ノ行使

委 託

→ 債権者等ノ権利ヲ行使スルモノトス
→ 債権者等ノ権利ヲ行使スルモノトス

二 債権者等ノ権利ノ行使

委 託

同 右

一 債権者等ノ権利ノ行使
→ 債権者等ノ権利ヲ行使スルモノトス

六 債権者等ノ権利ノ行使

委 託

同 右

五 債権者等ノ権利ノ行使

委 託

同 右

四 債権者等ノ権利ノ行使

委 託

同 右

三 債権者等ノ権利ノ行使

委 託

同 右

二 債権者等ノ権利ノ行使

委 託

同 右

ノ定率ヲ定メ又ハ變更セ
シトスル場合ハ認可ノ權
限

一〇醫療保護法ニ依ル事業者
ノ指定ハ認可ノ施設ノ經

營醫務局ノ限厚等ニ關ス
ル主務大臣ノ權限

二國民醫療法ニ依ル許可認
可ノ權限

委
議

委
議

事業者ノ指定認可ハ關シテハ委議
スルモノトスルモ、其ノ他ノ事項
ハ關シテハ尙ホ研究ヲ要スト認ム

國民醫療法ニ依ル許可認可事項ノ
主要ナルモノハ科各專門種ノ許
可及特殊診療科各時傳ノ許可ニシ
テ、全國的統一ヲ期スルモノナル
ヲ以テ直ニ委議シテモト認ム

○事業者
ノ指定
認可

三保險法ノ設置認可ノ權限

委
議

國庫補助ノ關係アリ之ヲ委議スル
ハ困難ナリト認ム

三代用精神病院及代用花柳
病院診療所ノ指定ノ權限

委
議

指定ヲ委議スルハ支障ナキモ國庫
補助ノ關係モアリ國庫負擔ノ問題
ヲ先決スルニ非ザレバ直チニ委議
シ難キモノト認ム

四社會事業法第十一條ノ規
定ニ依ル社會事業團體ニ
對スル國庫補助ノ決定ニ
關スル權限

委
議

研究中ナリ

五國民健康保險法第四十七
條ノ規定ニ依ル國庫補助
ノ決定ニ關スル權限

委
議

全國的ニ統制スルノ要アルヲ以テ
國庫補助金ノ交付決定權ハ之ヲ委
議シ難キモノト認ム

① 一六被管理者以外ノ者ニ對スル
 力檢査施行ノ大臣承認ノ手續

廢止

被檢者ノ檢査並ニ檢査後ノ措置ニ要スル經費ヲ地方費支拂トスルモノニ付テハ廢止スルモ支障ナシト認ム但シコノ場合ニ於テハ報告スルコト

② 一七公共團體其ノ他ノ法人又ハ團體ニ對シ體力向上ニ關シ處置又ハ施設ヲ爲スコトヲ指示スル場合ノ大臣承認手續

廢止

廢止スルモ支障ナシト認ム但シ指示シタル場合ニ於テハ報告スルコト

③ 一八國立公園内ノ各種行爲ニ對スル處置

委諭

廢止スルモノトス

X

④ 一五管理工場ニ於ケル國民健康ノ申請ハ地方官ヲ通ジテ實施スルコト

地方官ヲ通ジテ實施

直ニニ實施シ難キモノト認ム

⑤

① 一〇 警察廳長令第十一條ノ二ニ基ク工場事業場指定ノ權限放シテ職命令ノ權限

委諭

委諭スルモノトス

⑥

② 一三 資金總額制限超過認可ニ付テノ厚生省トノ協議

廢止

全國的統制ヲ要スルモノハ除キ協議ハ之ヲ廢止スルモノトス

⑦

③ 一四 基本給放シ資金基準變更許可ニ付テノ協議

廢止

他府縣下關係アル由業ハ除キ協議ハ之ヲ廢止スルモノトス

(備考)
 備考ニ〇印ヲ附シテムモノハ九月二十六日附ヲ以テ國政事務所ノ定行等トシ
 テ内閣ニ提出シ「中央各廳事務ノ整理ニ關スル件」及「許可認可事項ノ整理ニ
 關スル件」ニ異記提出セルモノナリ

乙 號
 厚生省關係事項

件名 汚物處分手取料條例ノ認 可	協議會 長 委員 見望	厚生省ノ指置意見 委談スルモノトス	備考
一 國民醫務法ノ施行規則第 八條ニ依ル醫務又ハ齒科 醫務ノ訂正 一 勸分管理ニ關スル指導統 一指導等ヲ地方廳ニ一元	委談	齒科及齒科醫務ハ厚生省ニ備ヘオ クモノナルヲ以テ、之ガ訂正ノミ ヲ委談スルコトハ困難ナリト認ム 勞務官事務所ハ十一月一日ヲ以テ 之ヲ廢止セリ	〇

的ニ歸一セシムルノ件
務官事務所禁止ノ件

一 重要事業場労働管理官ノ
任命

一 工場安眠時特例第三條ノ
許可ヲ爲スニ當リ厚生省
ヘノ協議

一 資金規制令第十四條ニ基
ク資金繰復旧限付認可
申請ニ對スル許可認可ニ
關シ勸務局長ニ爲ス争前

委 議

管 略

委 議

近ク委議セントス

施設有警察等ノ風俗禁止取締ハ
全般的ニ統一スルヲ要スルヲ以テ
廢止シ難キモノト認ム

全般的規制ヲ要スルモノヲ除キ
該ハ之ヲ廢止スルモノトス

甲號ニ一
ト重複

一 資金規制令第四十二條ニ
基ク資金臨時措置令適用

事業場ノ給與増額申請ニ
對スル許可前ニ於ケル勸
務局長ヘノ協議

管 略

他府縣ト關係アル申請ヲ除キ協議
ハ之ヲ廢止スルモノトス

甲號三ト
重複

一 工場事業場技能者養成令
施行規則第三條但書ニヨ

ル認可申請ニ對スル認可
前ニ於ケル大臣ヘノ稟請

稟向ヲ省
略シ認可

稟向ハ之ヲ廢止スルモノトス

一 工場事業場技能者養成令
施行規則第五條ノ規定ニ

基キ此令施行ニ當リ開始員

稟向ヲ省
略シ認可
後ノ報告

昭和十八年十月五日勸發第二八三
ニ就道條ヲ以テ既ニ廢止マリ
向本則第三條ノ認可ハ適用ニ成

改ノ被免ニ關スル認可申
討ニ對スル大臣ヘノ認可
前稟向

ニ止ム

ムルモノトス

工場等築場ニ該省養成分
施行規則第八條ニ依ル養
成分ノ養成費被免ニ關
スル認可申論ニ對スル大
臣ヘノ認可前稟向

稟向ヲ答
略シ認可
後ノ報告
ニ止ム

向 石

向ホ別條第八條ノ認可ハ届出ニ改
ムルモノトス

一 健康保險組合規約變更認
可(但シ合併或ニ分組ニ
ヨリ成立スル組合ノ分ラ
ズル)

發 議

組合ノ設立アル等該所方向一都道
府縣内ニ在ルモノニ限リ之ヲ發議

甲號四ト
重復

一 健康保險組合ノ保費料率
變更認可(但シ合併或ニ
分組ニヨリ成立スル組合
ノ分ラズル)

發 議

同

右

甲號七ト
重復

一 健康保險組合ノ重安財産
處分認可

發 議

同

右

甲號八ト
重復

一 健康保險組合ノ定例毎年
取收入支出豫算(更生又
ハ追加ヲ含ム)認可(但
シ合併或ニ分組ニヨリ成
立スル組合ノ分ラズル)

委 託

同

右

甲號六ト
重復

①

二以上ノ道府縣ニ跨ル處
康保政組合監督ニ關スル
權限

委
議

組合ノ成立アル等其所方同一部道
府縣内ニ在ルモノニ限リ之ガ監督
權限ヲ委議スルハ適當ナ
リト認ムルモノ、一以上ノ部道府縣
ニ跨ルモノニ關シテハ委議シ難キ
モノト認ム

②

一 勞務供給調整ニ關スル一
部ノ權限
行政協議會地區別ニ勞務
供給プロソクヲ確立シ際
記一部權限ヲ協議會長ニ
委議シテ勞務ノ割當、
聯續充足等ニ付綜合的有
益ナル運営ヲ期セムト
ス

委
議

行政協議會長ヲシテ其ノ地區ニ係
ル勞務供給ノ綜合調整ヲ爲サシム
ルモノトス

③

一 國民勤勞報章ノ運営ニ
關スル件
作業地外部道府縣ニ亘リ
國民勤勞報章ノ發行ヲ
必要トスル場合ノ大臣指
示

委
議

委議スルモノトス

④

⑤

一 國民政府、其ノ解散、變
更、出張作業承認ニ關ス
ル權限

委
議

政府變更ノ解散ニ關スル權限ノ大
部分ハ之ヲ地方長官ニ委任スベク
國民各官廳ト協議中ニシテ同一部
道府縣内ニ於ケル出張作業ニ付テ
ハ既に委議スルアリ

甲類ニ
重後

X

一 勞務者住宅供給計畫事務
中住宅ヲ建設スル賃借工

委
議

賃借工住宅供給計畫並ニ國民勤勞計
畫ニ從ヒ一元起テ行フツ長アルヲ
以テ委議シ難キモノ、相當後ノ學術

一 總務課長及地方官ノ指
 一 監督
 (本管ニ於テハ建設局長
 又府縣加印高直ニ方針ノ
 指示ヲ爲ス止メ府縣ハ
 其ノ範圍内ニ於テ實施ス
 ルコトトシ長

一 總務員事務從事官居住宅
 ノ使用又ハ費用權ノ設定
 ニ關スル大臣ノ權限(土
 地工作官管理使及費用等
 手帳ルモノ)

ノ變化ニ伴フ府縣内ノ變更ニ付テ
 ハ奏議スルモ文章ナキモノト認ム

考究ノ上奏議スルモノトス

一 自治内ヲ兼用取次トスル

一 故有社年ノ追加家人割
 當ニ關スル大臣ノ權限(分
 割及立等ニ成ルモノ)

一 支那道種學校教員以歐ニ
 對スル口頭命令

一 基礎安所ニ於ケル幼婦女
 給養ノ廢入及撤ノ認可ニ
 付テノ大臣大臣ヘノ奏請
 (分府縣並令ニ成ルモノ)

一 江島法政時待例ニ依リ大

奏議

奏議

奏議

奏議

考究ノ上奏議スルモノトス

又即管下施設ノ上考究スルモノト
 ス

奏請ヘ之ヲ廢止シ地方長官限リニ
 テ爲サシムルモノトス

奏請シ難キモノト認ム

臣ノ行フ工務指定権

一 資金規制令ノ運営ニ關シ
本項ヘ多岐議

二 他府縣ノ關係ナキ申請
ハ當該地方廳限リ處分

三 官該地方廳設置關係府
廳ト關係アル申請ハ該

府廳ニ付該縣決定政及

労働者災害扶助法施行令
ニ關シ豫算資金ノ認可

協議ノ廢
止

全般的規制ヲ安スル爲メ
ラハキ廢止スルモノトス

委 託

労働者災害扶助法施行令
言ノ...アリ居レリ

法定傳染病以外ノ傳染病
指定ニ關スル大臣ノ權限

一 傳染病預防法施行規則第
三十九條ニ依テ大臣認可

二 厚生省關係職員任用ニ關
シ大臣ニ對スル事前協議

三 汚穢物除去施行規則第八
條ニ關シ

認可ヲ
後報告ト
スルコト

廢 止

委 託

傳染病ニ關シテハ全般的ニ統一
的施設ヲ安スルモノアルヲ以テ委
託シ難キモノト認ム

施設ニ關シテハ關係スル所屬地區
ニ對シテ以テ之ヲ事後報告スルコ
トハ困難ナリト認ム

該氏撤去指導所職員ニ關シテハ十
月十八日附通牒ヲ以テ廢止セリ

委託スルモノトス

乙 〇
汚穢物分
手
取
行
存
認
可
ト
重
複

民法施行規則第十條
禁止

被遺言ノ利益ニ相反シテ遺言ノ指託等
ニ依リテ受テ地万被支辨トスル
モノハ何テハ廢止スルモ支辨ナシ
ト認ム但シコノ場合ニ於テハ報告
スルコト

一代用精神病院ノ指定
發議

指定ヲ要請スルハ支辨ナキモ
補助ノ關係モアリ
先決スルニ非ズレバ直チニ發議
シ難キモノト認ム
廢止スルモノトス

合
第一條
第二條
第三條
第四條
第五條
第六條
第七條
第八條
第九條
第十條
第十一條
第十二條
第十三條
第十四條
第十五條
第十六條
第十七條
第十八條
第十九條
第二十條
第二十一條
第二十二條
第二十三條
第二十四條
第二十五條
第二十六條
第二十七條
第二十八條
第二十九條
第三十條
第三十一條
第三十二條
第三十三條
第三十四條
第三十五條
第三十六條
第三十七條
第三十八條
第三十九條
第四十條
第四十一條
第四十二條
第四十三條
第四十四條
第四十五條
第四十六條
第四十七條
第四十八條
第四十九條
第五十條
第五十一條
第五十二條
第五十三條
第五十四條
第五十五條
第五十六條
第五十七條
第五十八條
第五十九條
第六十條
第六十一條
第六十二條
第六十三條
第六十四條
第六十五條
第六十六條
第六十七條
第六十八條
第六十九條
第七十條
第七十一條
第七十二條
第七十三條
第七十四條
第七十五條
第七十六條
第七十七條
第七十八條
第七十九條
第八十條
第八十一條
第八十二條
第八十三條
第八十四條
第八十五條
第八十六條
第八十七條
第八十八條
第八十九條
第九十條
第九十一條
第九十二條
第九十三條
第九十四條
第九十五條
第九十六條
第九十七條
第九十八條
第九十九條
第一百條

第一條
第二條
第三條
第四條
第五條
第六條
第七條
第八條
第九條
第十條
第十一條
第十二條
第十三條
第十四條
第十五條
第十六條
第十七條
第十八條
第十九條
第二十條
第二十一條
第二十二條
第二十三條
第二十四條
第二十五條
第二十六條
第二十七條
第二十八條
第二十九條
第三十條
第三十一條
第三十二條
第三十三條
第三十四條
第三十五條
第三十六條
第三十七條
第三十八條
第三十九條
第四十條
第四十一條
第四十二條
第四十三條
第四十四條
第四十五條
第四十六條
第四十七條
第四十八條
第四十九條
第五十條
第五十一條
第五十二條
第五十三條
第五十四條
第五十五條
第五十六條
第五十七條
第五十八條
第五十九條
第六十條
第六十一條
第六十二條
第六十三條
第六十四條
第六十五條
第六十六條
第六十七條
第六十八條
第六十九條
第七十條
第七十一條
第七十二條
第七十三條
第七十四條
第七十五條
第七十六條
第七十七條
第七十八條
第七十九條
第八十條
第八十一條
第八十二條
第八十三條
第八十四條
第八十五條
第八十六條
第八十七條
第八十八條
第八十九條
第九十條
第九十一條
第九十二條
第九十三條
第九十四條
第九十五條
第九十六條
第九十七條
第九十八條
第九十九條
第一百條

本件
廢止
ノト認ム
以テ支辨ナシト認ム

第一條
第二條
第三條
第四條
第五條
第六條
第七條
第八條
第九條
第十條
第十一條
第十二條
第十三條
第十四條
第十五條
第十六條
第十七條
第十八條
第十九條
第二十條
第二十一條
第二十二條
第二十三條
第二十四條
第二十五條
第二十六條
第二十七條
第二十八條
第二十九條
第三十條
第三十一條
第三十二條
第三十三條
第三十四條
第三十五條
第三十六條
第三十七條
第三十八條
第三十九條
第四十條
第四十一條
第四十二條
第四十三條
第四十四條
第四十五條
第四十六條
第四十七條
第四十八條
第四十九條
第五十條
第五十一條
第五十二條
第五十三條
第五十四條
第五十五條
第五十六條
第五十七條
第五十八條
第五十九條
第六十條
第六十一條
第六十二條
第六十三條
第六十四條
第六十五條
第六十六條
第六十七條
第六十八條
第六十九條
第七十條
第七十一條
第七十二條
第七十三條
第七十四條
第七十五條
第七十六條
第七十七條
第七十八條
第七十九條
第八十條
第八十一條
第八十二條
第八十三條
第八十四條
第八十五條
第八十六條
第八十七條
第八十八條
第八十九條
第九十條
第九十一條
第九十二條
第九十三條
第九十四條
第九十五條
第九十六條
第九十七條
第九十八條
第九十九條
第一百條

國庫
廢止
ノト認ム
以テ支辨ナシト認ム

⑥

長官官署に提出せしむる所
の決定認定

委
託

委託スルモノトス

X

一、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

許可
停止
届出
改正

阿片法第一條ハ從來酒類地方官
ノ許可トシ之ヲ改正スルハ酒類
認メス、尙本同法施行規則第一條
ハ第一條地方官ヘノ届出ニ改正濟
ナリ

①

一、第六條酒類法第一條同條
ノ旨ニ依ル可

委
託

可及的所轄國ニ委託スルモノトス

②

一、大體ノ支門官署在留者ノ
勤學勤國檢力ノ申請ニ對
シテ尤モ可

委
託

支那各下府縣ノ上考案スルモノ
トス

(参考)

備考欄ニ〇印ヲ附シアルモノハ九月二十六日附ヲ以テ關政運管界ノ實行案
トシ其内閣ニ提出濟ノ「中央各廳業務ノ移轉ニ關スル件」及「許可認可事項
ノ整理ニ關スル件」ニ據記提出セルモノナリ